侵略的外来種に関する G7 ワークショップの開催等について

○2023 (令和5) 年 11 月 20 日 (月) から 22 日 (水) にかけて東京にて「侵略的外来種に関する G7 ワークショップ」を開催。G7 各国及び関係国際機関等と、侵略的外来種(以下、「IAS」とする。) 対策に関する取組共有や、国際連携強化に向けた議論を展開し、「侵略的外来種に関する G7 声明」(以下、「G7 声明」とする。) を作成。

【参加国・機関】

- *G7 日本 (議長国)、カナダ連邦、欧州連合 (EU)、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、 イタリア共和国、英国、米国
- *国際機関・専門家 生物多様性条約 (CBD) 事務局、 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間 科学-政策プラットフォーム (IPBES) 侵略的外来種評価共同議長、国際自然保護連合 (IUCN)

【G7 声明概要】

- ・昆明・モントリオール生物多様性枠組ターゲット6を達成するために、IPBES報告書等を踏まえ、 IASに係る国家戦略・行動計画等に国の方針及び地域の計画、行動に組み込む。
- ・ターゲット6の達成に向けた最初の行動として、以下4つに取り組む。
- 1. 世界的協力、地域単位での協力、二国間協力の推進 (とりわけ早期防除及び水際対策に係る情報共有・政策対話の促進と、地域単位での行動の推進)
- 2. 科学研究、グローバルデータベース、情報システムの強化
- (とりわけ影響評価、優先順位付け等に係る意思決定支援ツールの強化。IAS 管理手法の向上)
- 3. 全政府的・全社会的アプローチによるアウトリーチと主流化
- (一般市民、地域コミュニティ、民間セクター(とりわけ運輸関係)等の対策参画・連携を促進)
- 4. 能力構築
- (途上国含む他国への経験・知見の共有)
- ○なお、本会合は同4月に札幌にて開催された気候・エネルギー・環境大臣会合にて、ワークショップを開催し、国・地域レベルでの情報共有、技術開発、民間参画を含む必要な措置を議論し、一連の推奨事項を作成する旨、合意されたことを受け、昨年の G7 議長国日本が主導するイニシアティブの下、開催したものである。
- ○その他、同11月に名古屋にて開催された日中韓三カ国環境大臣会合においても IAS 対策に関して今後協力を強化していく旨を確認する等、各国との連携を深めているところ。